

# 適合証明サービスのご案内

令和2年10月（令和5年10月改訂）

## 目次

1. 適合証明サービスの概要	2
2. ご利用上の注意	4
3. 参考 事業の透明性の基準適合証明書	5
4. 利用同意事項について	6

# 1. 適合証明サービス（有料）の概要

## 適合証明サービスとは

令和2（2020）年9月23日付環境省告示74号により環境大臣の指定を受け、優良産廃処理業者認定制度の認定取得・更新に向けた「事業の透明性」に係る基準への適合の確認・通知並びに適合することを証する書類（適合証明書）の発行を行うサービスです。

適合証明サービスを受けるには、「さんぱいくん」を利用して「事業の透明性」に係る基準に基づく公表事項を登録・公開し、履歴証明サービス（有償）に加入していただいていることが前提です。



適合証明サービスによって、次のようなことを行うことができます。

## (1) 基準適合の確認・通知を受け、基準に適合した情報公表を継続できる

- 「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報に基づき、**弊財団にて基準適合性を確認し、その結果修正等が必要な場合にメール等にて通知**いたします。
- このメールの通知内容に沿って公表情報の修正等を行っていただくことで、**基準に適合した情報公表を継続**することができます。

## (2) 入力状況、更新頻度到来をリアルタイムで確認できる

- 「さんぱいくん」上の「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を編集する画面上で、**未登録の箇所がある旨や情報更新を行うべき時期の到来などのメッセージを表示させる機能を提供**いたします。
- これにより、**未登録箇所や更新期限の到来を適切に把握**することができ、特に「**1年に1回以上**」の更新頻度の項目について、**情報更新を失念することを未然に防ぐ**ことができます

## (3) 適合証明書の発行を受けられる

- 「さんぱいくん」上に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報が、同基準に適合することを証明する書類（適合証明書）の発行を受けることができます。
- これまでは、公表情報の公表開始や情報更新を行った都度、公表情報を掲載したインターネット上のページを印刷・保存し、優良認定の申請時には基準に適合することを証明するためにこれらの多くの書類を所管自治体に提出していたものが、この**適合証明書のみを提出すれば済むようになり、大幅に負担を軽減できる**ようになります。

## 2.ご利用上の注意

**適合証明サービスのご利用に際しては、利用料・手数料を申し受けます（有料のサービスです）。**

- 適合証明サービス（①基準適合確認・通知、②適合証明書発行）のご利用に際しては、「さんぱいくん」に登録している「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報の基準適合性の確認や適合証明書の発行に際しての利用料・手数料として、6頁のとおりのご負担をお願いしています。

**適合証明サービスが証明する対象は、「さんぱいくん」上に入力した情報のすべてではありません。**


- 適合証明サービスが証明する対象の情報は、「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」で入力した情報のみです。
- 「さんぱいくん」上の「優良産廃処理業者認定制度に関する情報の公表」以外の場所を入力した情報（自社で作成したホームページの情報など）は、適合証明サービスの対象外です。

**適合証明サービスは、すべての方が利用できるものではありません。**

- 適合証明サービスをご利用いただくには、以下の前提条件があります。前提条件のすべてを満たさないと、適合証明サービスはご利用いただけません。  
【前提条件】
  - ① 「さんぱいくん」を利用して、「事業の透明性」に係る基準に基づく公表情報を作成・公表していること
  - ② 「履歴証明サービス」を利用していること（利用可能な状態であること）
- また、適合証明サービスのうち、適合証明書発行の申込を行うには、基準適合確認・通知を利用していることが必要です。

**適合証明書のお申込は許可有効期限満了日の概ね90日前までに行うことをお勧めします。**

- 自治体の更新手続は概ね許可有効期限満了日の90日前から開始します。適合証明書はお申込から発行までに約1か月を要するため、更新手続に間に合うよう早めにご準備ください。
- 各種マニュアル「適合証明サービスの利用方法」をご参照ください。



優良産廃処理業者認定制度  
事業の透明性の基準適合証明書


1. 確認対象

- 事業者名 株式会社〇〇〇〇〇
- 業許可番号 12345678901
- 期間 20XX(平成XX)年XX月XX日 から  
20XX(令和XX)年XX月XX日 まで

2. 確認結果

上記1における優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項が、  
産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する  
者の基準に適合することを証明する。

※適用基準： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第2号、同規則第10条の12の2第2号、同規則第10条の4の2第2号及び同規則第10条の16の2第2号に定める基準

20XX(令和XX)年XX月XX日  
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団  
理事長 

XXXXXXXX-SKS-XXXXXXXX

見  
本

## 4. 利用同意事項について

### 基準適合確認・通知機能利用申込の際の同意について

- 基準適合確認・通知機能（以下、本機能）は、優良産廃処理業者認定制度（以下、優良認定制度）における「事業の透明性」基準に基づく公開情報（以下、公開情報）を対象として、当財団にて同基準への適合の確認・通知を行うものです。
- 本機能によって弊財団が確認を行う公開情報は、原則として、弊財団が運営するWebサイト「さんばいくん」に登録されたものとします。
- 本機能は、ユーザが「さんばいくん」に登録した公開情報が、優良認定制度における「事業の透明性」基準を満たすものであるかを確認し、その結果をユーザに通知するものであり、公開情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- 本機能の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 本機能は、有償（1ユーザあたり5万円、税込、有効期間1年間）です。
- 本機能は、「履歴証明サービス」について利用可能な状態にあるユーザが申し込むことができます。
- 本機能は、申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当財団に通知されてから利用可能となります。（通常期では支払完了から3～5日程度を要します）
- 本機能の利用可能期間は、支払データが当財団の通知された日から起算して、翌年の同日の前日までとします。

#### 【特定商取引法に基づく表記】

- 運営法人名：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 運営統括責任者：加藤幸男
- 所在地：東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
- 連絡先：電話03-4355-0160／メールアドレスkaiji@sanpainet.or.jp
- 商品代金以外の必要料金：振込手数料（銀行、郵便局を利用の場合のみ）、消費税
- 引渡時期：申込後に送付される払込票等によって利用料金を支払い、その支払データが当財団に通知されてから利用可能（有効期間1年間）
- 支払方法：コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込
- お支払期限：払込票発行日から3か月以内
- 申込の取消：利用料金の支払完了前は可（支払完了後の申込取消・返金は致しかねます）

### 適合証明書発行申込の際の同意について

- 適合証明書発行機能（以下、本機能）は、優良産廃処理業者認定制度（以下、優良認定制度）における「事業の透明性」基準に基づく公開情報（以下、公開情報）を対象として、当財団にて同基準への適合の確認を行い、公開情報が同基準に適合することを証明する書面（以下、適合証明書）の発行を行うものです。
- 本機能によって弊財団が確認を行う公開情報は、原則として、弊財団が運営するWebサイト「さんばいくん」に登録されたものとします。
- 本機能及び適合証明書は、ユーザが「さんばいくん」に登録した公開情報が、優良認定制度における「事業の透明性」基準を満たすことを証明するものであり、公開情報の内容の真偽について保証するものではありません。
- 公開情報に虚偽を含む等疑義が生じた場合、適合証明書を発行できない場合があります。
- 本機能及び適合証明書の利用によって生じた損害は、当財団は一切の責任を負いません。
- 本機能は、有償（適合証明書1通あたり5千円、税込、業許可番号単位で発行）です。
- 適合証明書は、優良認定の申請の際に「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明するための提出書類であることから、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業）の許可証単位で発行いたします。
- 本機能は、「履歴証明サービス」並びに「基準適合確認・通知機能」について利用可能な状態にあるユーザが申し込むことができます。
- 適合証明書は、適合確認結果の通知メールに基づく修正等のやりとり（一般的に1週間～10日程度）を経た上で発行しており、修正が完了して公表情報の基準適合を最終確認した後、通常2～5営業日程度で発行しています。
- 適合証明書は、お申込者のメールにPDFファイルにてお送りする形で納付します。
- 本機能の利用料金は、証明書発行後に送付される払込票等によってお支払いください。

#### 【特定商取引法に基づく表記】

- 運営法人名：公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 運営統括責任者：加藤幸男
- 所在地：東京都港区虎ノ門1-1-18ヒューリック虎ノ門ビル10階
- 連絡先：電話03-4355-0160／メールアドレスkaiji@sanpainet.or.jp
- 商品代金以外の必要料金：振込手数料（銀行、郵便局を利用の場合のみ）、消費税
- 引渡時期：適合証明書発行後に送付される払込票等による利用料金支払
- 支払方法：コンビニエンスストアでの支払、銀行振込、郵便振込
- お支払期限：払込票発行日から3か月以内
- 申込の取消：適合証明書発行前は可（適合証明書発行後の申込取消・返金は致しかねます）

**本サービスに関するご質問等は、以下までお問い合わせください。**

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団  
調査認証チーム

電話 : 03-4355-0160  
(平日10:00~12:00 / 13:00~17:00)

メール : [kaiji@sanpainet.or.jp](mailto:kaiji@sanpainet.or.jp)